



11月は「国民年金制度推進月間」です

20歳から・・・みんなが加入 国民年金

毎年11月6日から12日は、年金制度をより身近に、より正しく知っていただくための年金週間です。国民年金は、【世代と世代の助け合い】という相互扶助の精神のもと、すべての人に「基礎年金」を給付することが目的で運営されています。

あなたの老後をより充実したものとするために、お互いが協力して将来の生活を支えあう制度です。

保険料をしっかり納めましょう

基礎年金を受けるためには20歳から60歳までの40年間、保険料を納めることが前提です。

最低でも25年、保険料を納める必要があります(免除期間を含む)。未納のままにしておくと、将来、年金を受けられない場合もありますので、必ず納期までには納めましょう。

保険料 と
納めかた

定額保険料(18年4月～19年3月) 1か月 13,860円
付加保険料(希望する人が納めます) 1か月 400円

納付書により、金融機関・郵便局の窓口・コンビニエンスストアで納めます。

口座振替は、翌月末引落し・当月末引落し・6か月前納(半年ずつ)・1年前納があります。

、 の振替にはそれぞれ割引があります。

免除制度をご存じでしょうか？

経済的理由などで保険料の納付が困難な場合、国民年金保険料免除制度があります。

法定免除・・・生活保護法により生活扶助を受けている方や、障害年金1級、2級の受給者は届け出をすれば、保険料が全額免除されます。

申請免除・・・所得の減少や失業、天災などによる損害等の理由により納付が困難な場合に、申請を行ない承認されると、保険料の全額または半額を免除されます。また、今年7月からは、一部納付の制度(1/4納付・3/4納付)もあります。

学生納付特例・・・学生の方(納付特例対象校へ通学)で、学生本人の前年所得が118万円以下の場合に、申請を行ない承認されると、期間中の納付を必要としない制度(年金額には反映しない)です。

免除・一部納付の対象となる前年度所得金額のめやす

	単身世帯	2人世帯(夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦・子2人いずれも18歳未満)
全額免除	57万円	92万円	162万円
1/4納付	78万円	116万円	192万円
半額免除	118万円	156万円	232万円
3/4納付	158万円	196万円	272万円

2人世帯・4人世帯は夫婦のどちらかに所得がある世帯の場合

所得は本人だけでなく、配偶者や世帯主も各段階の免除基準に該当していること

老後はもちろんのこと、障害等の万が一に備えて、未納のままにはせずお早めにご相談ください。

お問い合わせ・ご相談は、市民課年金係(TEL34 3218)または、松本社会保険事務所(TEL32 5821)へ。

「ねんきんダイヤル」をご利用ください。
年金請求のご相談は0570 05 1165へ。
受給されている方のご相談は0570 07 1165へ。